

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第136号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年7月14日（日） 13時40分ごろ
発生場所	愛媛県今治市津島西方沖 今治市所在の小島東灯標から真方位353°3,180m付近 (概位 北緯34°09.4′ 東経132°58.8′)
事故等調査の経過	平成25年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 マリンゲート、5トン未満 271-28186広島、有限会社リフレス B プレジャーボート 第2 ^{みなと} 湊丸、5トン未満 240-52520広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 右舷側船尾外板等に擦過傷 B 船首部外板等に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、手動操舵により、約10ノットの対地速力で津島西方沖を北東進中、船体中央のキャビン内で腰を掛けて操船していた船長Aが、右舷前方に停留している小型船群を認め、そのうちの1隻が横切る態勢で接近して来たので、減速してその船に注意を向けていたところ、右舷船首方約10mにB船を初めて認め、衝突の危険を感じて右舵を取ったが、平成25年7月14日13時40分ごろ、津島西方沖において、A船の右舷船尾とB船の船首とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、手動操舵により、津島西方沖を潮上りしながら北西進中、船長Bが、キャビン内の運転席に座って操船を行っていたところ、左舷前方約200mにA船を初めて認め、A船がいずれ避航するものと思い、動静を監視していたが、A船に避ける様子がないので、衝突の危険を感じ、クラッチを後進に入れたが、船首が右に振れたB船とA船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3～4、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約307cm
その他の事項	A船にはレーダーが備え付けられていたが、休止状態であった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、津島西方沖を北東進中、船長Aが、右舷前方に停留していた小型船群のうちの1隻が動き出したことに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、右舷船首方約10mに接近したB船に初めて気づき、A船とB船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、津島西方沖を北西進中、船長Bが、左舷前方に認めたA船がいずれB船を避けるものと思い、針路及び速力を保持して航行したことから、衝突の危険を感じ、後進としたが、B船とA船とが衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、津島西方沖において、A船が北東進中、B船が北西進中、船長Aが、右舷前方に停留していた小型船群のうちの1隻が動き出したことに注意を向け、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、A船がいずれ自船を避けるものと思い、針路及び速力を保持して航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停留している小型船群は、複数の船が急に動き出すことがあるので、動静に注意すること。 ・ 自船の方向へ向かって来る船を認めた場合は、余裕のある時期に避航動作をとることが望ましい。